

# 情報お知らせ版

INFORMATION

## お知らせ



### 清水安三育英資金 貸与申請受付開始

市では、経済的理由により大学などで学ぶことが困難な方に対して、清水安三育英基金を奨学金として貸し付けています。平成21年度を対象とした受付を開始します。

#### 申請対象

高島市内に本人もしくは保護者が居住している方

高島市新旭町北畠出身で、桜美林学園の創立者である清水安三氏が、優れた人材と向学心に燃える後進育成のために寄付された資金を基に設立されたものです。

#### 申請対象

高島市内に本人もしくは保護者が居住している方

大学修学年限2年以上の専修学校

【一般】月額3万円を限度

【特別】月額5万円を限度

#### 償還期間

貸与期間終了後、1年の据置期間を含め7年以内

(在籍する学校を経由して提出してください)

#### その他基金の貸与申請受付

11月頃を予定

○高島市高島屋選手・金育英資金貸付制度  
○高島市育英資金貸付制度  
※詳しくは、市のホームページをご覧ください。

問学校教育課 ☎ (022)447-3

問学校教育課 ☎ (022)0904

問人権施策課 ☎ (022)89030

問人権施策課 ☎ (022)2461

問藤樹の里文化芸術会館 ☎ (022)135-1024

問藤樹の里文化芸術会館 ☎ (022)855-1024

問滋賀労働局賃金室 ☎ (027)520-06654

問大津労働基準監督署 ☎ (027)520-06641

問滋賀労働局賃金室 ☎ (027)520-06654

7月1日から  
最低賃金法が変わります

#### お知らせ

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。

#### 改正の概要

○地域別最低賃金の不払の場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられるなど、罰則が強化されます。

○産業別最低賃金に係る不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(罰金の上限額30万円)が適用されます。

○派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。

(参考) 滋賀県最低賃金は時間額677円です。このほかに産業別に適用される産業別最低賃金があります。

詳しくは滋賀労働局のホームページ( <http://www.shigajidouji.go.jp> )をご覧ください。

▼場所 今津図書館 読書振興室

▼参加費 無料

問放送大学滋賀学習センター ☎ 077-(545)03060

▼日時 7月26日(土) 10時～14時  
(小雨決行)

▼場所 安曇川河川敷き(現地集合)  
または、JR安曇川駅東口9時20分集合

▼対象者 どなたでも

▼内容 竹で遊ぼう体験、ヨシ笛演奏、自然観察、地元特産品販売

▼申込方法 往復ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号、「新竹取物語～夏の巻～」と記入のうえ、次へお申し込みください。(当日参加も可)

▼日時 7月10日(木) 13時30分～15時30分

▼場所 高島市役所(受付／障害福祉課)

▼対象者 障害者手帳をお持ちの方。

▼内容 「仕事をしたいが、なかなか見つからない」「仕事をしているが課題がたくさんある」など、仕事に関する悩みなどを相談会を開催します。

▼日時 7月19日(土)～8月31日(日)

▼場所 高島市役所(受付／障害福祉課)

▼対象者 障害者手帳をお持ちの方。

▼内容 「仕事をしたいが、なかなか見つからない」「仕事をしているが課題がたくさんある」など、仕事に関する悩みなどを相談会を開催します。

▼日時 7月19日(土)～8月31日(日)

▼場所 鮎琵琶汽船(株)今津営業所へ電話で予約 ☎ (022)174-7

▼内容 竹生島クルーズを特別料金で乗船料(毎便20人限定)

▼日時 7月19日(土)～8月31日(日)

▼場所 鮎琵琶汽船(株)今津営業所へ電話で予約